

従業員に朝食を支給した場合

昨今、「朝型勤務」を奨励する会社が増えてきているそうです。

早朝出勤した従業員に、朝食を支給する会社もあるとのこと。

ところで、会社が従業員に支給した朝食は、給与として課税されるのでしょうか。

そこで今回は、食事や通勤のための定期券等、金銭以外で受け取る給与（現物給与）が給与として課税されるのかされないのか、いくつかのケースを見ていきたいと思います。



☎ 朝食を支給した場合

朝食を支給した場合、それが超過勤務時間内に支給したものなのか、勤務時間内に支給したものなのかによって扱いが違ってきます。

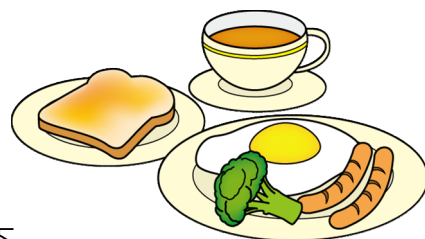
1. 始業時間はそのままに、早朝出勤を奨励しているケース

この場合、通常の勤務時間に変動はなく、早朝出勤部分は「超過勤務」となるため、会社が購入したものを無料で支給しても、従業員が購入したものを金銭で精算しても、社会通念上高額でなければ課税されません。

2. 本来9時始業なのを8時にしているといった具合に、勤務時間を前倒ししているケース

この場合、早朝出勤であっても、「通常の勤務時間内」であるため、次の2つの要件を満たせば非課税となります。

- ① 従業員が食事の金額の50%以上を負担
- ② 企業が負担した食事の金額が月額3,500円以下



例えば、1食300円の朝食のうち従業員が150円を負担して20日間利用したとすると、 $150円 \times 20日 = 3,000円 \leq 3,500円$ となり、課税されません。

しかし、会社が購入したものを無料で支給したり、従業員が購入したものを金銭で精算した場合には、上記の2要件を満たさないため、給与として課税されます。

☎ 通勤手当

通勤手当の非課税となる金額は、国税庁の通達で、以下のように分けられています。

但し、いずれの場合も**1ヶ月15万円が上限**となっています。

1. 交通機関で通勤する人

昨今では新幹線で通勤している人もいますが、基本的には、全額非課税です。但し、グリーン車の利用料金などは非課税となりません。

2. 車両や自転車などの交通用具で通勤する人

車やバイク、原付、自転車は、通勤距離で非課税限度額が定められています。

例) 2km未満(片道の通勤距離 以下同じ)	全部課税
2km以上10km未満	4,200円

なお、車通勤で会社近くの駐車場を借りて、その賃料を会社が負担している場合、その賃料は全額が給与として課税されます。

3. 定期乗車券で通勤する人

通勤に必要な乗車区間分の定期券であれば、全額非課税となります。



4. 交通機関+交通用具で通勤する人

自宅から2km以上離れた最寄り駅まで自転車でいき、電車に乗る場合などが該当し、非課税の限度額は前述の1と2の合計で、1か月15万円が上限です。

④ 住宅を貸している場合、住宅手当を支給している場合

1. 会社が用意した社宅に、もしくは、従業員が自分で選んだ賃貸住宅を会社が契約して社宅として従業員を住まわせている場合、「賃借料相当額(税法で決められた家賃)」の50%以上を従業員が負担していれば課税されません。負担額が50%より少ない場合には、「賃借料相当額」の50%と負担額の差額が課税されます。
2. 従業員が契約した賃貸住宅の家賃に対し、住宅手当を支給している場合、全額が給与として課税されます。

なお、「賃借料相当額」とは、次の算式で求めた金額になります。

$$\begin{aligned} \text{「通常家賃の金額」} &= \text{家屋の固定資産税の課税標準額} \times 0.2\% \\ &+ 12\text{円} \times \text{家屋の床面積(坪数)} + \text{敷地の固定資産税の課税標準額} \times 0.22\% \end{aligned}$$

上記の算式で計算した「賃借料相当額」を基に従業員が負担する金額を決めるのが原則ですが、自己所有物件でない場合、上記の算式で計算することが難しい場合もあります。そのため、実務上は会社が支払っている社宅家賃の半額を従業員から徴収している場合が多いようです。

※現物給与は所得税が非課税であっても、社会保険料の算定には含めなければいけないものもありますのでご注意ください。